

改正概要説明書

国名： ニュージーランド

法令名： 意匠法

改正情報： 2021年10月28日公布

改正概要：

1. 意匠局長他の権限が明確化された。(第3条, 第4条, 第4A条, 第4B条, 第32条)
2. New Zealand Business Number Act 2016(2016年4月15日許諾)に伴う改正。ニュージーランド事業所番号登録簿と意匠登録簿との事業所情報を整合させることとなった。(第29A条, 第46条(2)(ea))
3. ニュージーランド知的財産庁の開庁時間及び閉庁が明確化された。(第45条, 第45A条)
4. Electronic Interactions Reform Act 2017(2017年12月15日許諾)に伴う改正。(第48条)
5. Smoke-free Environments (Tobacco Standardised Packaging) Amendment Act 2016(2016年9月14日許諾)に伴う改正。(第51条)

改正内容：

・第2条

「省庁」の解釈が追加された。

・第3条, 第4条, 第4A条, 第4B条, 第32条

意匠局長他の権限が明確化された。

・第29A条

新設条文である。

・第45条, 第45A条

ニュージーランド知的財産庁の開庁時間及び閉庁が明確化された。

・第46条

(2)(ea)及び(3)は, 新設項である。

・第48条

電子メールでの対応が明確化された。

・第49条

廃止された。

・第51条

(2)は、新設項である。